

坂祝町競争契約入札心得

(目的)

第1条 坂祝町の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申し出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、坂祝町契約規則第3条の公告において指定した期日までに、成年後見人並びに破産者で復権を得ていない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、町長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を町に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を町長に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出する場合、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して該当提出書（有価証券を提出する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提出する入札保証金に代わる担保が銀行又は町長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日時のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提出する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領書と引換にこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において仕様書、図面、契約書案について異議がある場合は、あらかじめ町長が定める期日までに文書で質問書を提出することができる。

2 入札書（様式1）は、封かんのうえ入札者の氏名を表記し、入札箱に投入しなければならない。

3 入札は、郵便をもってすることはできない。

4 入札参加者は、代理人をして入札をさせるときは、その委任状（様式2）を持参しなければならない。

5 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときはその旨を次の各号に掲げるところにより申し出るもの

とする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式3)を町長に提出し、又は郵送(入札の前日まで
に到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直
接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではな
い。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54
号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不正の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行すること
ができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若し
くは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付せず又は提出しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもつ
て入札した者を落札者とする。ただし落札者となるべき者が、当該契約の内容に適合した履行がな
されないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)又はその者と 契約を締結す
ることが不正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められると
きは、その者以外で予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって
入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないと
きは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札を行う回数は、2回まで(初回を含め合計3回の入札)とし、最後まで予定価格の制
限に達しなかった入札については、不調とする。ただし、町長が認める場合において、最終入札で
の予定価格の制限に一番近かった者と協議を行い、随意契約を行うこともある。

(同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に

くじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者の内くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書の案の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書きの場合について準用する。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ現金を納付しなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ当該有価証券を提出しなければならない。

- 5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払い保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金の振替)

第13条 町長が必要と認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約補償金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は町長から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から10日以内に、これを町長に提出しなければならない。ただし、町長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 坂祝町電子契約実施要綱第2条第1項第5号に規定する電子契約書の提出は、落札者における契約締結権限者が電子契約サービスにて契約書を承認した日時をもって、町長に提出したものとみなす。

- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

- 4 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を町長に提出しなければならない。ただし町長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。